

我が国の ユネスコ活動

UNESCO Activities in Japan



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization
日本ユネスコ国内委員会

日本ユネスコ国内委員会

Japanese National Commission for UNESCO



目次

1	ユネスコの概要	1
2	ユネスコの事業	3
3	国内委員会の活動	5
4	日本の協力(教育、科学、文化、その他)	7
5	民間ユネスコ活動	12
6	地方公共団体の活動	13
7	ユネスコ活動のあゆみ	14
《付録》	「ユネスコ活動に関する法律」(抄)	15

1 ユネスコの概要

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」
Since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed.
(ユネスコ憲章前文)

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、諸国民の教育、科学及び文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の共通の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。

その意思決定は2年に1回開催される総会でなされ、ユネスコの方針を決定し、事業・予算を承認するほか、執行委員会の指名に基づいて事務局長を任命します。

また58か国で構成される執行委員会は年2回開催され、日本はユネスコに加盟した翌年以降、継続して執行委員国として貢献しています。

名称 国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)
United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)
創設等 憲章採択：昭和20(1945)年11月16日
創設：昭和21(1946)年11月4日
日本加盟：昭和26(1951)年7月2日
本部 パリ(フランス)
加盟国数 195か国
事務局長 イリーナ・ボコバ氏(Ms. Irina BOKOVA)
任期：4年
2009年11月～2013年11月(予定)

財政(平成24-25年(2012-2013年))
通常予算：653百万ドル
【我が国の分担金・分担率(外務省予算)】
約82百万ドル・12.531%
予算外資金：541百万ドル ※1
【文部科学省拠出金：約4.4億円
外務省信託基金拠出金：約3.7億円
(平成23(2011)年度)】



ユネスコ本部©ユネスコ

※1 第36回ユネスコ総会時の案(36C/5 Add.)。実際の額は、加盟国からの任意の拠出金等の額による。



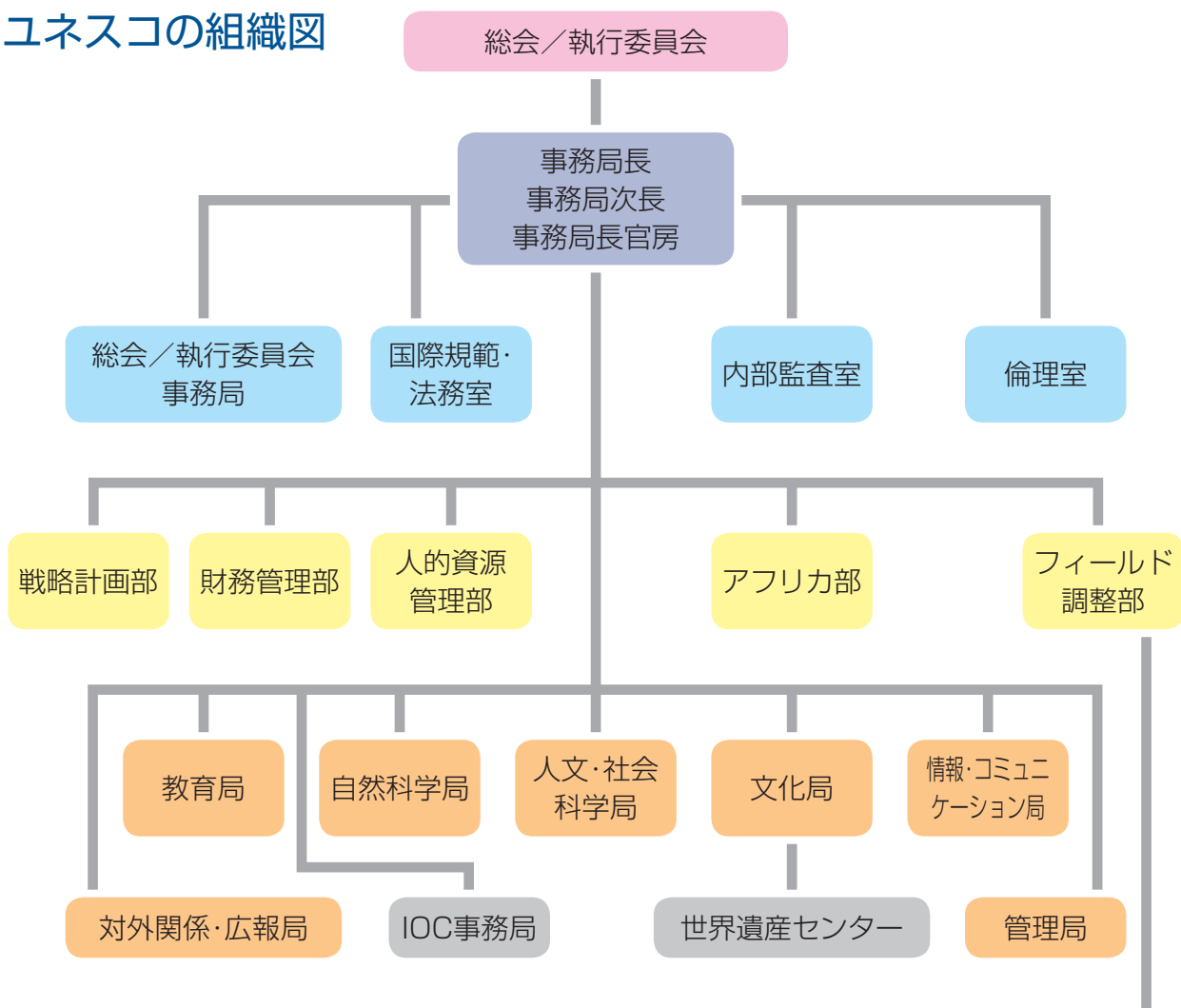
第36回ユネスコ総会(2011年10月、ユネスコ本部)



イリーナ・ボコバ事務局長©ユネスコ



ユネスコの組織図



フィールド事務所 (53)
 クラスタ：27／ナショナル：21／リジョナルビューロー：10(うち兼務9)／リエゾン：4

平成23(2011)年12月現在





教育

包括的目標:万人のための質の高い教育と生涯学習の実現

平成20(2008)年－平成25(2013)年中期戦略事業目標

- ①ユネスコのEFAにおける国際的な主導・調整機関としての役割の強化とEFAに賛同する各国リーダーシップの支援
- ②持続可能な発展のための教育の推進とともに万人のための質の高い教育と生涯学習のための政策、能力及び手段の開発

●持続発展教育(ESD)*とは

平成14(2002)年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において重要性が認識され、国連総会で決議された「持続可能な開発のための教育の10年」について、ユネスコはその主導機関として、平成17(2005)年から国際実施計画を策定し、教育・啓発活動を推進しています。

※ESDは「持続可能な開発のための教育」と訳されていましたが、よりその趣旨を適切に表現するとともに、教育現場への普及を図るため、日本ユネスコ国内委員会では「持続発展教育」という略称を用いています。

●ユネスコスクール(UNESCO Associated Schools)とは

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現し、また、平和や国際的な連携を学校での実践を通じて促進することを目的に設けられました。181カ国約9000校以上が加盟(平成23(2011)年6月)。

●万人のための教育(EFA)とは

全ての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組です。平成12(2000)年の「世界教育フォーラム」において採択された「ダカール行動枠組み」の中で、識字率の改善、教育における男女平等、教育の質の向上等の具体的な目標が挙げられています。



自然科学

包括的目標:持続可能な発展のための科学的知識と政策の動員

平成20(2008)年－平成25(2013)年中期戦略事業目標

- ①自然環境の恩恵と自然資源の管理のための科学的知識の活用
- ②科学・技術・イノベーションにおける政策と能力開発の促進
- ③災害への準備・緩和に対する貢献

<主なプログラム等>

●国際水文学計画(IHP)

水に関する調査、水資源の合理的管理、教育及び開発において国際的な協力を推進する事業です。

●政府間海洋学委員会(IOC)

海洋及びその資源についての研究、持続的開発、環境保護、海洋管理のための能力開発に関し、加盟国間の調整を行い、国際協力を促進する委員会です。

●人間と生物圏(MAB)計画

生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学研究を行う政府間共同事業です。主な事業として、生物圏保存地域(BR: Biosphere Reserves)を指定する事業があります。

※平成22(2010)年1月、日本ユネスコ国内委員会第22回MAB計画分科会において、BRの国内での呼称を「ユネスコエコパーク」と決定。



包括的目標: 新たな社会的・倫理的課題への取組

平成20(2008)年－平成25(2013)年

- ① 科学技術の発展に関連する原則、実施及び倫理規範の推進
- ② 社会変容に関する研究と政策の連携強化
- ③ 新たな倫理的・社会的重要な課題に関する研究の促進

<主なプログラム等>

● 国際生命倫理委員会(IBC)

人間の尊厳と自由を尊重するという視点から、生命科学の研究とその応用について考察する諮問委員会です。

● 科学的知識と技術の倫理に関する世界委員会(COMEST)

科学・技術の進展に伴って生じる社会的な課題に対し、倫理的・文化的観点から考察する諮問委員会です。

● 社会変容のマネジメント(MOST)

貧困撲滅や格差の是正のほか、気候変動や自然災害といった地球環境変化を要因とした社会変容に関する研究、政策形成との連携を追求するプログラムです。



包括的目標: 文化多様性、文化間対話と平和の文化の促進

平成20(2008)年－平成25(2013)年中期戦略事業目標

- ① 持続可能な発展への文化の貢献の強化
- ② 平和の文化を醸成するための社会的連帯と融和にとっての文化間の交流と対話の重要性の実証
- ③ 文化遺産の持続的な保護及び向上

<主なプログラム等>

● 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

文化・自然遺産を損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的協力及び援助の体制を確立することを目的とし、昭和47(1972)年の第17回ユネスコ総会で採択された条約です。

● 無形文化遺産の保護に関する条約

無形文化遺産を保護するために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とし、平成15(2003)年の第32回ユネスコ総会で採択された条約です。

● 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

文化的表現の多様性の保護及び促進を目的とし、平成17(2005)年の第33回ユネスコ総会で採択された条約です。



包括的目標: 情報・コミュニケーションを通じた包括的な知識社会の構築

平成20(2008)年－平成25(2013)年中期戦略事業目標

- ① 情報と知識への普遍的なアクセスの強化
- ② 自由で独立性のある多元的なメディア情報基盤の構築 等

<主なプログラム等>

● みんなのための情報計画(IFAP)

情報における貧富の差を縮小し、全ての人のための情報社会の構築を目指す計画です。

● ユネスコ記憶遺産事業(MoW)

世界の人々の記憶に止め置くべき重要な文書遺産の保護と振興を目的に、平成4(1992)年にユネスコが開始した事業です。

3 国内委員会の活動

日本ユネスコ国内委員会とは

日本ユネスコ国内委員会は、「ユネスコ活動に関する法律」(昭和27年法律第207号)に基づき、文部科学省内に設置されている特別の機関で、教育・科学・文化等の各分野を代表する60名以内の委員で構成されています。

※日本ユネスコ国内委員会はユネスコの直属の機関ではありません。

国内委員会の主な活動

- ・ 我が国におけるユネスコ活動(ユネスコの目的を実現するために行う活動)に関する助言、企画、連絡及び調査
- ・ 関係各大臣の諮問に応じて行う、ユネスコ総会における政府代表の選考、議事に関する事項、条約等の締結に関する事項等の調査審議
- ・ 我が国におけるユネスコ活動の基本方針の策定
- ・ 国内のユネスコ活動関係機関及び団体等との情報交換

国内委員会の組織

【構成】

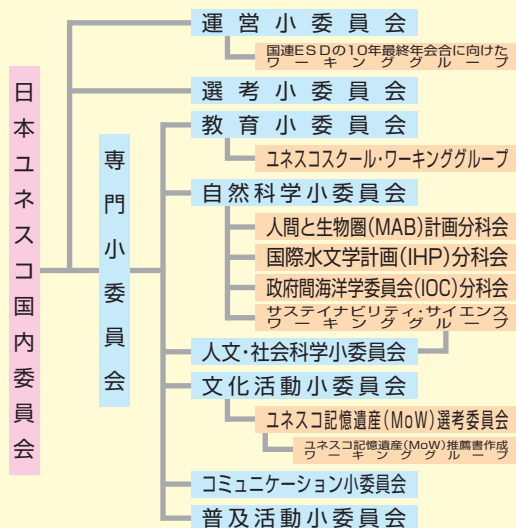
- ・ 教育・科学・文化等の各領域を代表する60名以内の委員で構成。任期は3年。
- ・ 委員は国内委員会から推薦された者について内閣の承認を得て文部科学大臣が任命。
- ・ 委員には国会議員7名(衆4、参3)及び政府職員4名(外務省、財務省、文部科学省の各省を代表する者及び文部科学省国際統括官)を含みます。

【委員会】

日本ユネスコ国内委員会(総会)は、通常年2回開催され、総会の前には各小委員会が開催されています。会議においては、各専門分野に関して、ユネスコで行われている事業に関する報告・評価、ユネスコの会議に関する報告・対処方針の策定、国内のユネスコ活動の報告・企画等について審議しています。

【事務局】

ユネスコ活動に関する法律第18条に基づき、日本ユネスコ国内委員会事務局は文部科学省国際統括官付に置かれ、国内委員会の事務総長は文部科学省国際統括官が務めています。



第129回日本ユネスコ国内委員会(平成23(2011)年8月3日)



日本ユネスコ国内委員会からの建議・提言（抜粋）

○「サステナビリティ・サイエンス」に関するユネスコへの提言

この提言は、喫緊の地球規模課題に対して、細分化した学問領域にとどまらない、人文・社会科学を含む学問分野の知を統合した、持続可能な地球社会の構築に向けたアプローチによる科学的取組であるサステナビリティ・サイエンスの概念を、ユネスコが事業計画等を検討する際に考慮することを求めるものです。平成23(2011)年8月3日の第129回日本ユネスコ国内委員会において採択され、第36回ユネスコ総会の機会にユネスコへ提出されました。(平成23(2011)年11月2日)

○文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約の締結に向けた取り組みについて(建議)

この建議は、我が国としても各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことは重要であると考え、本条約の締結に向けて政府が積極的に必要な措置をとることを求めるものです。平成22(2010)年3月2日の第126回日本ユネスコ国内委員会において採択され、文部科学大臣及び外務大臣へ提出されました。(平成22(2010)年3月8日)

○「国連持続発展教育の10年」の後半戦略策定に関するユネスコへの提言

この提言は、ユネスコが持続発展教育(ESD)の主導機関として国際社会を国連持続発展教育の10年(DESDE)の目標達成へ効果的に導くために、DESDE成功の観点からユネスコが策定するDESDE後半戦略に対し、必要な措置をとることを求めるものです。平成22(2010)年3月2日の第126回日本ユネスコ国内委員会総会において採択され、ユネスコ本部へ提出されました。(平成22(2010)年3月4日)

○持続発展教育(ESD)の一層の普及及び支援の推進について(建議)

この建議は、国連ESDの10年(平成17(2005)～平成26(2014)年)が中間年を迎えるにあたり、その提唱国たる我が国において一層の取組推進が必要との強い認識のもと、ESDの一層の推進のため、関係大臣(外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、環境大臣)に対して、必要な措置をとることを求めるものです。平成21(2009)年3月9日の第124回日本ユネスコ国内委員会総会において採択され、関係各大臣へ提出されました。(平成21(2009)年3月23日)

○持続発展教育(ESD)の普及促進のためのユネスコスクール活用についての提言

この提言は、持続発展教育の学校現場への普及促進を図るために、ユネスコ協同学校のネットワークを活用することがひとつの有効な手段となりうるとの観点から、ユネスコスクールの具体的な活用方法について述べたものです。教育小委員会の下に有識者による検討委員会を設置し検討を行い、平成20(2008)年2月28日の第122回日本ユネスコ国内委員会において採択されました。

○「持続可能な開発のための教育の10年」の更なる推進に向けたユネスコへの提言

この提言は、国連ESDの10年(平成17(2005)～平成26(2014)年)の更なる推進に向けて、ユネスコに対して新たな提言を行ったものです。運営小委員会の下に、有識者による検討委員会を設置し検討を行い、平成19(2007)年8月30日の第121回日本ユネスコ国内委員会において採択されました。

○防災に関するユネスコへの緊急提言 —スマトラ沖大地震及び津波への対応に際して—

この提言は、平成16(2004)年末のインドネシア・スマトラ島沖大地震及び津波の大災害を受け、国際的な防災の取り組みにおいて、ユネスコが国際社会において積極的な役割を果たすべきとの認識のもと、防災教育、防災システム及び復興計画等について緊急提言を行ったものです。平成17(2005)年2月21日の第116回日本ユネスコ国内委員会において採択されました。

※上記の建議・提言の詳細及び平成17(2005)年以前の建議・提言については、
日本ユネスコ国内委員会ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.mext.go.jp/unesco>

4 日本の協力

教育

我が国は、ユネスコ本部、ユネスコ・アジア太平洋地域教育局(UNESCO Asia-Pacific Regional Bureau for Education)等と連携しながら、教育支援・協力を行っているほか、ユネスコ活動の国内への普及・促進に取り組んでいます。

① 持続発展教育(ESD)

持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取組み、ESDを一層推進するために信託基金をユネスコに拠出し、ESDに関する事業を支援しています。

また、平成14(2002)年ヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)及び同年の国連総会において提唱され、2005年から始まった「国連持続可能な開発のための教育(持続発展教育:ESD)の10年」普及の支援・協力をしています。また、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議が内閣官房に設置され、同連絡会議は、平成18(2006)年3月に国内実施計画を策定し、同計画に基づいて様々な関係者と連携し、ESDを推進しています。「国連ESDの10年」の前半5年間の取組をふまえ、平成23(2011)年6月に同計画を改訂しました。平成26(2014)年の「国連ESDの10年」最終年にはユネスコと我が国の共催により、国連ESDの10年最終年会合の開催が愛知県・名古屋市と岡山県で予定されています。

② 万人のための教育(EFA)

主にユネスコに設置した信託基金を通じて、基礎教育の機会提供を目的とする途上国におけるユネスコの様々な取組を支援しています。特に、アジア・太平洋地域に存在する7割の人々への識字教育と初等教育の完全普及等に重点を置いた協力を行っています。

③ ユネスコ講座(UNESCO Chairs) / ユネスコ大学間等ネットワーク(UNITWIN)

先進国と途上国間及び途上国相互間の人的交流、途上国の開発に資する研究の実施等を通じ、途上国における高等教育の質の向上を図るものです。

ユネスコ講座では、地球規模の課題を対象に、大学等にユネスコ講座を設置し、留学生や研修生を受け入れたり、研究者や学生の交流、情報交換、共同研究やセミナー等による研究交流を実施するネットワークを構築しています。

ユネスコ大学間等ネットワーク(UNITWIN:University twinning and networking programme)とは、大学や研究機関等における知識の交換や共有を通じた高等教育及び研究機関における能力開発を目的とした取組です。

ユネスコ講座(UNESCO Chairs)

	名 称	設置大学	設置年
1	環境・社会基盤開発工学 ユネスコ講座	埼玉大学	H 9 (1997)
2	船舶・海洋工学 ユネスコ講座	広島大学	H 9 (1997)
3	文化遺産防災 ユネスコ講座	立命館大学	H18 (2006)
4	ESDユネスコ講座	岡山大学	H19 (2007)

ユネスコ大学間等ネットワーク(UNITWIN)

	名 称	設置大学	設置年
1	遠隔教育、マルチメディア 教育に関するネットワーク	文教大学	H11 (1999)
2	斜面災害に関する ネットワーク	京都大学	H15 (2003)
3	緊急事態への準備と対応に おける大学間ネットワーク	早稲田大学	H17 (2005)
4	教育開発のためのアフリカ・ アジア大学間ネットワーク	広島大学	H20 (2008)



ユネスコスクール(UNESCO Associated Schools)

ユネスコスクールネットワーク(ASPnet)は、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現し、また、平和や国際的な連携を学校での実践を通じて促進することを目的としています。小・中・高等学校等における持続発展教育(ESD)や国際理解教育の普及、促進をしています。

日本ユネスコ国内委員会ではユネスコスクールをESDの推進拠点として位置づけ、その加盟校増加、交流の推進などに取り組んでいます。平成24(2012)年1月現在で369校のユネスコスクールが、従来取り組んできた各校の教育活動をESDの視点からとらえ直すことによって、各校の特色をいかした横断的、総合的なESD活動を行っています。

平成23(2011)年11月に開催された第3回ユネスコスクール全国大会では、全国のユネスコスクール関係者、教育行政関係者等約400人の参加があり、ユネスコスクール、ESDについて白熱した議論が展開され、参加者同士の交流も活発に行われました。



第3回ユネスコスクール全国大会



ユネスコスクール支援大学間ネットワーク ASPUnivNet

都道府県別加盟大学数
(平成23年10月現在)

- 北海道 1
- 宮城県 2
- 石川県 1
- 三重県 1
- 奈良県 1
- 広島県 1
- 福岡県 1
- 沖縄県 1
- 岩手県 1
- 東京都 1
- 岐阜県 1
- 大阪府 1
- 岡山県 1
- 徳島県 1
- 大分県 1
- 計 16



加盟大学

北海道教育大学釧路校(ESD推進センター)、岩手大学、東北大学大学院環境科学研究科、宮城教育大学、玉川大学教育学部、金沢大学、岐阜大学、三重大学、大阪府立大学、奈良教育大学、岡山大学、広島大学大学院教育学研究科、鳴門教育大学、九州大学大学院言語文化研究院、立命館アジア太平洋大学、沖縄キリスト教伝道大学・短期大学 (平成23年10月現在)

ユネスコスクール支援大学間ネットワークとは

大学等高等教育機関は、ESDに関する優れた教育資源を提供できる能力を備えています。その能力を生かし、ユネスコスクールのパートナーとしてユネスコスクールの活動を支援するための大学間ネットワークが、ユネスコスクール支援大学間ネットワーク(ASPUnivNet)です。

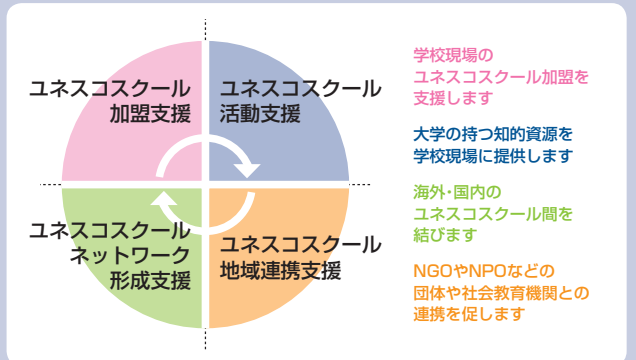
創設の経緯

平成20(2008)年11月に仙台で開催された『ユネスコスクールの集い』で、ESDを実践するユネスコスクールが全国に広がるためには大学による全国的な支援体制を確立していくことが必要だとの考えに基づき、大学間ネットワークの構築が提唱され、発足しました。そして、同年12月に東京で開催された『ESD国際フォーラム2008』で正式にASPUnivNetの発足を国内外に示しました。このときの参加大学は8大学でしたが、現在は16大学に広がっています。

活動内容

ASPUnivNetでは、地域によって多少異なりますが、以下のような活動を行っています。

- ① 学校のユネスコスクール加盟(申請や活動)を支援します。
- ② 大学の持つ知的資源をユネスコスクールの活動に提供します。
- ③ 国内外のユネスコスクールとのネットワーク作りを支援します。
- ④ 地域の教育機関とユネスコスクールとの連携を促進します。



科学

ユネスコへ信託基金を拠出し、アジア太平洋地域のIHP、IOCやMABに関するワークショップや研修、その他科学技術政策の能力開発に資する事業を実施しています。

○国際水文学計画【IHP】

水文学に関する人材養成のためのトレーニングコース実施、アジア太平洋地域運営委員会の開催等を、大学・研究機関等と協力して行っています。また、平成17(2005)年に、国際水災害・リスクマネジメントセンター(ICHARM)が、ユネスコの協力機関であるユネスコ・カテゴリー2センター*として我が国に設立され、積極的な活動を行っています。

*カテゴリー2センターとは、ユネスコの承認と名のもとに、加盟国が個別に設置し、財政負担及び運営を行う機関



洪水ハザードマップ作成研修©ICHARM

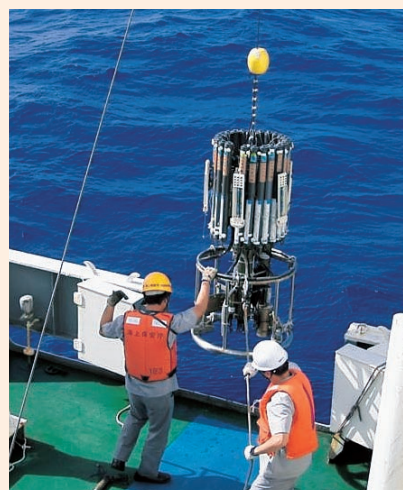
国際水災害・リスクマネジメント 国際センター(ICHARM)

(於:茨城県つくば市(独)土木研究所)

平成17(2005)年の第33回ユネスコ総会の決議により発足。世界の水関連災害(洪水、土砂災害、津波・高潮災害等)の防止、軽減に役立つことを目的に研究、研修、情報ネットワーク活動を一体的に推進しています。

○政府間海洋学委員会 西太平洋海域小委員会 【IOC/WESTPAC】

西太平洋海域小委員会(WESTPAC)は、政府間海洋学委員会(IOC)に設置された地域的機関の一つであり、西太平洋沿岸諸国の海洋学分野における科学知識の増進及び人材育成を目的とする事業を実施しています。我が国は、海洋調査事業、教育訓練事業等を実施しています。



WESTPACでの観測風景©海上保安庁

○人間と生物圏【MAB】計画

東アジアや東南アジアにおいて生態系の保護・管理等に関する基盤研究・調査・訓練事業等を実施しています。

また、生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援を目的として、ユネスコエコパークの登録事業が行われています。我が国は4か所(大台ヶ原・大峰山、志賀高原、白山、屋久島)が登録されています。平成23(2011)年9月には、5か所目の候補として、宮崎県綾地域を推薦しました。



文化

○文化遺産保護に関する協力事業

世界遺産や各国の無形文化遺産等の保護に関する協力事業を行っています。

○文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) への協力

昭和47(1972)年の第17回ユネスコ総会の決議に基づき昭和34(1959)年に設置されたICCROMに、昭和42(1967)年に加盟しました。文化財の保存・修復に関する研究の促進、研究者・技術者の養成等の協力を行っています。



小笠原諸島 ©梅野ひろみ / OVTB



平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - (提供:株式会社川崎印刷)

○世界遺産

昭和47(1972)年の第17回ユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)を平成4(1992)年に批准し、我が国の文化遺産及び自然遺産の登録をするとともに、人類共通の財産である世界遺産の保存・保護のための国際協力・援助を推進しています。

- 締約国数 188か国 (平成23(2011)年10月現在)
- 世界遺産 936件
(文化遺産 725件 自然遺産 183件 複合遺産 28件)
(平成23(2011)年6月現在)

我が国の世界遺産 16件 (文化遺産 12件 自然遺産 4件)

文化遺産	登録年月
法隆寺地域の仏教建造物	H5. 12
姫路城	H5. 12
古都京都の文化財	H6. 12
白川郷・五箇山の合掌造り集落	H7. 12
原爆ドーム	H8. 12
厳島神社	H8. 12
古都奈良の文化財	H10. 12
日光の社寺	H11. 12
琉球王国のグスク及び関連遺産群	H12. 12
紀伊山地の霊場と参詣道	H16. 7
石見銀山遺跡とその文化的景観	H19. 7
平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	H23. 6

自然遺産	登録年月
屋久島	H5. 12
白神山地	H5. 12
知床	H17. 7
小笠原諸島	H23. 6

○無形文化遺産の保護に関する条約

平成15(2003)年の第32回ユネスコ総会で採択された無形文化遺産の保護に関する条約を、平成16年(2004)6月に受諾しました。この条約では、芸能、祭礼行事、伝統工芸技術などの無形文化遺産について、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表(緊急保護一覧表)」の作成、無形文化遺産基金による国際援助などを実施しています。

また、平成23(2011)年10月堺市(大阪府)にユネスコ・カテゴリー2センターとしてアジア太平洋無形文化遺産研究センターが設置されました。

我が国では、ユネスコと協力し、無形文化遺産の保護のための国際協力及び援助を推進しています。

- 締約国数 142か国 (平成24(2012)年1月現在)
- 代表一覧表記載件数 232件 (平成23(2011)年11月現在)
- 「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産 20件 (平成23(2011)年11月現在)

能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎(人類の口承及び無形遺産の傑作としての宣言から統合)、雅楽、小千谷縮・越後上布、石州半紙、日立風流物、京都祇園祭の山鉾行事、甕島のトシドン、奥能登のあえのこと、早池峰神楽、秋保の田植踊、チャッキラコ、大日堂舞楽、題目立、アイヌ古式舞踊、組踊、結城紬、壬生の花田植、佐陀神能



壬生の花田植◎北広島町



佐陀神能◎松江市教育委員会

○クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業

平成16(2004)年に開始された文学、音楽、芸術等の分野において、都市間でパートナーシップを結び相互に経験・知識の共有を図り、また文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図るものです。

我が国は、同事業の推進に国内委員会としても積極的に取り組んでいます。

- 登録件数 29件 (平成23(2011)年8月現在)
- 主な登録都市
- <デザイン> 神戸市、名古屋市、ソウル 等
- <クラフト> 金沢市、サンタフェ 等
- <文 学> エディンバラ、メルボルン 等

○ユネスコ記憶遺産事業【MoW】

平成4(1992)年に開始された世界の重要な記憶遺産の保護と振興を目的とした事業です。直筆の文書、書籍、ポスター、地図、写真、映画等が記憶遺産として登録されています。

我が国は、記憶遺産の保存・活用の推進に取り組んでいます。

- 登録件数 245件 (平成23(2011)年10月現在)
- 主な登録物件
- ・人権宣言(フランス)
- ・アンネ・フランクの日記(オランダ)
- ・山本作兵衛炭坑記録画(日本) 等

その他

○日本ユネスコ国内委員会研修事業

アジア太平洋地域のユネスコ国内委員会職員等を我が国に招へいし、関係者との意見交換や、ユネスコ活動を行う機関やその他教育、科学、文化施設への訪問を通じて、我が国のユネスコ活動に対する理解を深め、今後の協力関係の構築につながる研修事業を実施しています。



日本ユネスコ国内委員会研修事業
(平成22(2010)年11月、金沢市役所)



5 民間ユネスコ活動

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 NFUAJ: National Federation of UNESCO Associations in Japan

昭和22(1947)年、ユネスコ憲章の理念に共鳴した人びとにより、世界に先駆けて日本で設立された民間ユネスコ協会の連合体です。国際平和と人類共通の福祉の実現を目指し、多様な活動を推進しています。

主な活動

- **世界寺子屋運動**
識字教育の場を提供するとともに、技術訓練や生活向上プログラムを実施し、学習者の自立を支援。
- **被災地等への就学支援**
東日本大震災で経済的な理由から就学が困難となった子どもたちが安心して学べるよう奨学金を創設。
- **未来遺産運動**
百年後の子どもたちへ、地域の文化・自然遺産を伝えるため、毎年10のプロジェクト未来遺産を登録。
- **危機遺産救済**
危機にある世界遺産を支援。



プロジェクト未来遺産2010より
「田植え体験」
©NFUAJ



寺子屋で学んでいる子ども
©NFUAJ

ウェブサイト: <http://www.unesco.jp>

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター ACCU: Asia-Pacific Cultural Centre for UNESCO

日本政府と民間の協力により、昭和46(1971)年に設立されて以来、ユネスコの謳う「平和は、人類の英知と精神的な連帯のうえに築かれるものである」のもと、ユネスコと連携し、アジア太平洋地域諸国の教育と文化の分野で人材の育成と相互交流を促進する事業を展開しています。

主な活動

- <人をつなげる、未来とつなげる>
- **ESD(持続発展教育)の推進**
 - ・ マルチメディア環境教材(PLANET)開発
 - ・ ESDフォトキャラバン、ワークショップの実施
- **ユネスコスクールの推進と事務局支援**
 - ・ ユネスコスクール加盟申請相談対応、ウェブサイト運営、教材制作
 - ・ 地域交流会の企画・運営
- **教職員交流プログラムの企画・運営**
 - ・ 日中、日韓教職員の相互交流プログラムの実施
 - ・ ESDをテーマとした日米教員交流プログラムの実施



教材の入ったギフトバッグを持つ学習者
カンボジアでのSMILE Asia 識字教室にて
©ACCU

- <すべての人に教育を、すべての人に笑顔を>
- **SMILE Asia プロジェクト(識字と母子保健推進事業)の実施**
- **「女性のための識字教育センター(LRC)」支援**

<共にひきつぐ、文化と伝統>

- **文化遺産保護協力事業**
 - ・ 文化遺産保護のための専門家養成研修、国際会議開催
 - ・ 高校生のための世界遺産教室の開催



文化遺産保護のための個人研修©ACCU

ウェブサイト: <http://www.accu.or.jp>

6 地方公共団体の活動

我が国におけるユネスコ活動については、国(政府)のみならず、地方公共団体が職務としてユネスコ活動を行うことが法律で定められています。これに基づき、教育委員会をはじめ、地域のユネスコ活動を積極的に行い、民間ユネスコ活動を支援する地方公共団体が増えています。



多摩市小・中学校ESDセミナー2011
(多摩市教育委員会主催 平成23(2011)年8月)



ユネスコスクールフォーラム in Kanazawa
(金沢市教育委員会主催 平成22(2010)年8月)

「ユネスコ活動に関する法律」(抄)

第四条 国又は地方公共団体は、第一条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(一～十四・略)

十五 ユネスコ活動に関すること。

(十六～十九・略)



7 ユネスコ活動のあゆみ

世界の活動	年(西暦)	日本の主な活動
ユネスコ憲章採択(連合教育大臣会議)	昭和20(1945)	
ユネスコ憲章発効(ユネスコ創設)	21(1946)	
	22(1947)	仙台ユネスコ協会発足(世界初のユネスコ協会)
	23(1948)	日本ユネスコ協会連盟結成(26年日本ユネスコ協会連盟に改称)
	26(1951)	日本がユネスコに加盟
	27(1952)	「ユネスコ活動に関する法律」公布 日本ユネスコ国内委員会設置
政府間海洋学委員会(IOC)発足	36(1961)	ユネスコ東アジア文化研究センター設立
人間と生物圏(MAB)計画発足	46(1971)	(財)ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)設立
	47(1972)	第3回世界成人教育会議(東京)
国際地質対比計画(IGCP)発足	48(1973)	
アジア・太平洋地域教育開発計画(APEID)発足	49(1974)	
国際水文学計画(IHP)発足	50(1975)	
西太平洋海域共同調査(IOC/WESTPAC)事業発足	52(1977)	
米国脱退	59(1984)	民間ユネスコ運動世界大会(仙台等)
英国、シンガポール脱退	60(1985)	
教育の完全普及に関するアジア・太平洋地域事業計画(APPEAL)発足	62(1987)	
	平成元(1989)	「世界寺子屋運動」開始(日本ユネスコ協会連盟)
万人のための教育世界会議(ジヨムティエン)	2(1990)	
ユネスコ憲章改正(執行委員会制度改革)	3(1991)	
	4(1992)	世界遺産条約批准
社会変容のマネージメント事業(MOST)発足	6(1994)	女性のための識字教育モデル事業開始(ACCU)
	7(1995)	ユネスコ50周年記念式典(東京)
	8(1996)	第3回IOC/WESTPAC総会(東京)
英国復帰(7.1)	9(1997)	アジア・太平洋地域高等教育会議(東京) アジア・太平洋地域情報基盤整備に関する国際会議(東京) 民間ユネスコ運動発祥50周年記念式典(東京)
世界高等教育会議(パリ)	10(1998)	アジア・太平洋地域環境教育セミナー(東京) 第22回世界遺産委員会(京都)
世界科学会議(ブタベスト) 松浦晃一郎氏ユネスコ事務局長に就任	11(1999)	
世界教育フォーラム(ダカール)	12(2000)	
	13(2001)	ユネスコ加盟50周年記念式典(東京)
	14(2002)	文化財不法輸出入等禁止条約批准
国連識字の10年立ち上げ 米国復帰(10.1)	15(2003)	ユネスコ東アジア文化研究センター閉所
	16(2004)	無形遺産の保護に関する条約批准
「国連持続可能な発展のための教育の10年(DESD)」(~2014) 松浦晃一郎氏ユネスコ事務局長再任	17(2005)	
	18(2006)	水災害・リスクマネジメント国際センター(ICCHARM)設立(つくば)
シンガポール復帰(10.7)	19(2007)	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約批准
	20(2008)	ESD国際フォーラム2008(東京)
松浦晃一郎氏ユネスコ事務局長退任 イリーナ・ボコバ氏ユネスコ事務局長就任	21(2009)	ユネスコスクール全国大会開始
イリーナ・ボコバ事務局長 公式訪日	22(2010)	
パレスチナ加盟(11.23) ユネスコアジア太平洋地域における高等教育の資格の認定に 関する地域条約採択のための会議(東京)(11.25-26)	23(2011)	アジア太平洋無形文化遺産研究センター設立(堺市)

「ユネスコ活動に関する法律」(抄)

(昭和27年6月21日法律第207号) 最終改正:平成16年6月2日法律第76号
(前文略)

第一章 ユネスコ活動

(ユネスコ活動の目標)

第一条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年条約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。)の定めるところに従い、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

(定義)

第二条 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の目的を実現するために行う活動をいう。

(国外諸機関との協力)

第三条 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関係のある団体等と協力しつつ展開されなければならない。

(国及び地方公共団体の活動)

第四条 国又は地方公共団体は、第一条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする。

2 国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があると認める場合には、その助成のため、政令で定めるところにより、その事業に対し援助を与えることができる。

3 国又は地方公共団体の機関が前二項の事項を実施するに当つては、第五条の日本ユネスコ国内委員会と緊密に連絡して行わなければならない。

第二章 日本ユネスコ国内委員会

(設置)

第五条 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、文部科学省に、日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)を置く。

(所掌事務の範囲及び権限)

第六条 国内委員会は、関係各大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議する。

- 一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項
 - 二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項
 - 三 ユネスコ総会以外のユネスコに関係のある国際会議への参加に関する事項
 - 四 ユネスコに関係のある条約その他の国際約束の締結に関する事項
 - 五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項
 - 六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項
 - 八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その他ユネスコ活動に関し必要な事項
- 2 前項の規定による国内委員会に対する関係各大臣の諮問及び国内委員会の関係各大臣に対する建議は、関係各大臣が文部科学大臣以外の者であるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。
- 4 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、国内のユネスコ活動に関係のある機関及び団体等並びに第三条の機関及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。



- 5 国内委員会は、ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成を行う。
- 6 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する普及のために必要な事項を行うことができる。
- 7 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して必要な助言を与え、及びこれに協力することができる。

(第七条・略)

(構成)

第八条 国内委員会は、六十人以内の委員で組織する。

(委員の任命)

第九条 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を文部科学大臣が任命する。この場合において、文部科学大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 一 | 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者 | 十八人 |
| 二 | 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者 | 十二人 |
| 三 | 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者 | 十二人 |
| 四 | 学識経験者 | 七人 |
| 五 | 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 | 四人 |
| 六 | 参議院議員のうちから参議院の指名した者 | 三人 |
| 七 | 政府の職員 | 四人 |

2 委員の選考の基準について必要な事項は、政令で定める。

(委員の任期等)

第十条 委員(衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く。以下本条第二項及び第十一条第一項において同じ。)の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、特別職とする。

(第十一条・略)

(会長及び副会長)

第十二条 国内委員会に会長一人及び副会長二人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選に基づき、文部科学大臣が任命する。
- 3 会長は、会務を総理し、国内委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名したいずれかの一人が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(小委員会)

第十三条 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。

- 2 運営小委員会は、会務の運営に関する事項を審議する。
- 3 選考小委員会は、国内委員会が文部科学大臣に対して委員の候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。
- 4 専門小委員会は、各専門の事項ごとに置き、それぞれ専門の事項を調査審議する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門小委員会に、委員以外の者を調査委員として置くことができる。
- 6 前四項に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(第十四条～第十九条・略)

(附則・略)

ユネスコ活動についての問い合わせ先

- **ユネスコの組織と個々の事業について**

UNESCO ウェブサイト <http://www.unesco.org>

- **ユネスコの世界遺産について**

UNESCO World Heritage Centre (ユネスコ世界遺産センター) ウェブサイト
<http://whc.unesco.org>

※我が国の世界遺産についての行政的なご質問は、以下にお問い合わせください。

【文化遺産】文化庁文化財部記念物課

【自然遺産】環境省自然環境局自然環境計画課

- **我が国のユネスコ活動について**

日本ユネスコ国内委員会事務局 (文部科学省内)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線 2937 文部科学省国際統括官付)

<http://www.mext.go.jp/unesco> e-mail: jpnatcom@mext.go.jp

※日本ユネスコ国内委員会は、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関であり、ユネスコの直属の機関ではありません。そのため、ユネスコの実施している個々の事業並びに個々のデータや事実関係等についてのお問い合わせにはお答え出来ない場合がございますので、ご了承ください。

- **地方公共団体のユネスコ活動について**

各都道府県・政令指定都市教育委員会